

平成22年10月15日

西桂町告示第 67 号

西桂町パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定めることにより、町の施策等の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への積極的かつ幅広い参加の機会を促進し、もって協働による町政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 町の施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、案の趣旨、内容等必要な事項を公表し、これらについて町民等から提出された具体的な意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮して町が計画等を定めるとともに、意見等に対し町の考え方を公表するなどの一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (3) 町民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 町内に住所を有する者
 - イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(パブリックコメント手続運用委員会)

第3条 パブリックコメント手続の適切な運用を図るため、パブリックコメント手続運用委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に、委員長及び委員若干名を置く。
- (2) 委員長は、総務課長をもって充てる。
- (3) 委員は、課長及び課長相当職の中から町長が任命する。

3 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会議を招集し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- (3) 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(対象)

第4条 パブリックコメント手続の対象となる町の基本的な施策等(以下「施策等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の総合計画、部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、指針等の策定又は改廃
- (2) 町政の基本的かつ重要な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (4) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を及ぼす条例、規則若しくは規程又は要綱の制定又は改廃
- (5) 町が行う公共施設整備事業に関する計画の策定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 国及び県などの上位計画などとの整合性を図るため、実施機関の裁量の余地が少ないもの
- (3) 施策等の策定に当たり、意見聴取の手続が法令等により定められているもの
- (4) 委員会、審議会その他これに準ずる機関がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て行う報告、答申等に基づき実施機関が意思決定するもの
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの

3 実施機関は、前項に掲げる事項についてパブリックコメント手続を実施する場合は、あらかじめ委員会に実施内容を報告する。

(施策等の案の公表)

第5条 実施機関は、施策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定をする前に、次に掲げる事項を記載した資料を添付して施策等の案を公表しなければならない。

- (1) 施策等の案の名称
- (2) 施策等の案を立案した趣旨、目的及び背景
- (3) 施策等の案の概要
- (4) 意見等の提出期間、提出方法及び提出先
- (5) 町民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

(公表の方法)

第6条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関の担当窓口における閲覧及び配布
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる方法により施策等の案が広く町民等に周知されるように努めるものとする。

- (1) 町広報誌への掲載
- (2) 町のホームページへの掲載
- (3) 報道機関等への発表
- (4) 説明会等の開催
- (5) 印刷物の配布
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、第5条による公表の日から30日以上を目安とした提出期間を設け、当該施策等の案を公表する際にこれを明示して意見等の提出を受けなければならない。

- 2 前項に規定する意見等の提出は、実施機関が指定する場所への持参、郵便、ファクシミリ、電子メールその他提出された意見等の記録性を確保できる範囲内で可能な限り多様な方法で行うものとする。
- 3 意見等を提出する町民等は、住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び連絡先）を明示しなければならない。
- 4 実施機関は、当該施策等の案についての意見等と併せて、当該意見等を提出した町民等の氏名その他その属性に関する情報を公表する場合には、当該施策等の案を公表する際にその旨を明示しなければならない。

(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、町民等から提出された意見等を総合的かつ多面的に検討して、施策等について最終的な意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により施策等について意思決定を行ったときは、速やかに次の事項を公表するものとする。ただし、西桂町情報公開条例（平成13年西桂町条例第31号）第8条に規定する非公開情報に該当するものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
 - (1) 提出された意見等の内容（意見等がなかった場合にあつては、その旨）
 - (2) 提出された意見等に対する町の考え方
 - (3) 提出された意見等により当該施策等の案を修正した場合にあつては、当該修正の内容及びその理由
- 3 実施機関は、提出された意見の公表については次のとおりとする。
 - (1) 施策等の是非のみの意見等については、公表しないことができる。
 - (2) 類似した意見等については、まとめて公表することができる。
- 4 前2項の規定による意見等の公表は、あらかじめ委員会に諮るものとする。
- 5 第2項及び第3項の公表方法については、第6条の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第9条 町長は、パブリックコメント手続の実施状況を定期的に町のホームページ及び町広報紙に掲載し、これを公表するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に実施機関が策定する施策等について適用し、既に策定過程にある施策等については、適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この限りでない。